

自治基本条例検討資料（試案・H16.11.24・第3～4回）

5. 市議会

議会の役割、権限等

市の意思決定機関である。（杉並）

市長等の行政運営を監視し、牽制する。（杉並、三鷹、岸和田）

地方自治法の定めにより、条例の制定改廃，予算の決定、決算の認定等を議決。
（杉並、岸和田）

市政に関する重要事項で別に条例で定めるものを議決する。（岸和田）

（ 名張市議会の議決すべき事件を定める条例 ）

議会の責務

情報公開、会議の公開などの情報提供により市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努める。（四区市）

陳情、請願等の市民の要望に誠実に対応する。（三鷹）

市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。（三鷹、岸和田）

議員の責務

市民の信託に応え、誠実に職務遂行に努める。（杉並、大和）

6. 市長等

市長の役割・責務

市を統轄し、市の事務を管理・執行する。

公正かつ誠実に市政運営にあたる。(杉並、三鷹、岸和田)

毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明する。

(三鷹、岸和田)

市長に立候補する者の責務……マニフェスト及び当選したとき実行。(三鷹)

職員の役割・責務

全体の奉仕者として、公正、効率的かつ誠実に職務を遂行する。

(杉並、大和、岸和田)

職務に必要な知識・技能等の向上に努める。(大和、岸和田)

7. 市政運営

(1) 情報共有

情報の公開及び提供

市政に関する情報を公開する。(四区市)

積極的な情報提供に努める。(杉並、三鷹、岸和田)

個人情報保護

個人情報の適切な保護を行う。(四区市)

自己の個人情報の開示、訂正等の権利を保障する。(杉並、三鷹、岸和田)

説明責任

市の政策の立案から実施、評価にいたるまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民にわかりやすく説明する。(四区市)

要望・意見等への対応

市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応すると共に、その結果を速やかに回答する。(杉並、大和、三鷹)

(2) 行政運営

総合計画

総合的かつ戦略的な市政運営の指針として、基本構想及び基本計画(総合計画)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努める。(四区市)

組織運営

組織は、簡素かつ機能的で市民にわかりやすいものにするとともに、社会情勢等に対応して常に見直しを行う。(杉並、大和、岸和田)

人事政策

公正で有能な職員の任用に努めると共に、適材適所の人事配置、効果的な人材育成及び適切な人事評価等を行い、職員と組織の能力が最大限に発揮されるよう努める。(三鷹) 市長の責務(杉並、大和、岸和田)

法務政策

市民ニーズや地域課題に対応するため、自主的に法令を解釈すると共に、条例・規則の整備を進めるなど積極的な法務行政を推進する。(大和、三鷹、岸和田)

法令遵守、公益通報

市政に携わる者は、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(三鷹)

職員が、市の違法又は市民全体の公益に反する事実を知ったときは、別に定める機関に通報できるものとし、当該通報を行ったことを理由に不利益な措置を受けない。(三鷹)

行政手続

市民の権利利益を保護するため、行政処分等の手続に関する基本的な事項を定め、公正の確保と透明性の向上に努める。(杉並、大和)

行政評価

効果的で効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策に反映すると共に、市民に公表する。(四区市)

外部監査

公正で効率的な市政運営を確保するため、必要に応じて外部監査を実施する。

(岸和田)

危機管理(不測事態への対応)

市民、事業者、関係機関との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努める。(三鷹)

(3) 自治体経営

市民志向・成果志向の市政運営

市民へのサービス提供等にあたっては、市民の満足度を重視する。(三鷹)

事業等の実施にあたっては、成果を重視した取組みを行う。(三鷹)

戦略的な地域経営

地域資源を最大限に活用した、戦略的な施策展開を図る。(三鷹)

財政運営

総合計画に基づく財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努める。(四区市)

財産管理

市が保有する財産を適正に管理すると共に、効果的に活用する。(大和、岸和田)

財政状況等の公表

財政状況及び財産の保有状況に関する資料を作成し、市民にわかりやすく公表。
(四区市)

(4) 市政への市民参画

重要な計画策定等

市民生活に関連する重要な計画の策定、条例の制定・改廃、または施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。(四区市)

市民に意見を求めるときは、適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。(四区市)

審議会等

審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募する。(四区市)

審議会等の会議及び会議録は原則として公開しなければならない。(四区市)

市民投票(四区市)

岸和田市の例

- (一) 市が直面する将来に関わる重要課題について、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施することができる。
- (二) 定住外国人を含む18歳以上の住民は、その総数の6分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求することができる。
- (三) 議会は、議員の定数の過半数の者の賛成を得て、住民投票の実施について議決することができる。
- (四) 前2項の場合、住民投票を実施しなければならない。
- (五) 市長は、自ら住民投票を実施することができる。
- (六) 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む18歳以上の住民とする。
- (七) 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- (八) 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。